

次に、田中立一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

市民ネット21、田中立一です。

発言通告に基づき、一般質問を行います。

1、文化財保存活用地域計画について。

糸魚川市の文化財保存活用地域計画が策定され、申請された。

予定では、既に採択の決定・通知がなされ、今月中に交付決定の通知がされると思うが、始まった事業の実施状況及び進捗状況を伺う。

(1) 当初この事業を令和2年3月定例会の一般質問で取り上げ、計画策定を勧めたときは個別計画策定にこだわる答弁で消極的な印象を受けたが、なぜ変わったか理由を伺う。

(2) 本計画を策定した目的は何か。

(3) 今後のスケジュールはどのようになるか。

(4) 本計画を推進するには地域及び個人などとの連携が不可欠と考えるが、どのように行うか。

2、糸魚川市の農業と治山事業について。

(1) 「中山間地域等直接支払制度」について令和5年3月定例会で伺ったところ「協定への参加者の減少や高齢化により、交付額に見合う活動量が確保できなくなっていることが課題」という市長答弁だった。

これはこのまま第6期へつながる深刻な課題と思うが、市ではどのように捉え、対応していくか、考えを伺う。

(2) 畜産業について。

飼料価格の高騰が畜産農家の経営を圧迫していることを受け、独自の支援策を設ける自治体も増えているが、市ではどのように捉えているか。

(3) 徳合・筒石治山事業について以下伺う。

① 当初予定の工期に対する進捗状況について。

② 地元住民がこの事業で最も心配し、対応を望むことは何か。

③ 警報や避難訓練を通じ、改善しなければならないことはあるか。

3、健康づくりセンター「はびねす」第1期工事入札について。

令和5年3月定例会一般質問において、平成18年から19年当時の入札関係で、発注にまで至らなかった成果品の単価根拠凡例及び内訳書の中に、県単価の表示が見られると県単価漏えい等の有無について伺ったところ「当時の県単価表もなく確認取れない」という内容の答弁だった。

また「県に確認をしたらどうか」ということに対して「できない」という答弁だった。

それではと私は県庁に行き、直接情報公開請求を行い、土木部の技術管理課の担当者に確認をしたので以下伺う。

(1) なぜ県単価漏えいの調査をしようとならないのか。理由を伺う。

(2) 平成19年当時の県単価表は県に保存されていて、成果品に記されている記号とそのペー

ジにある数字と一致していることが分かった。実施設計以前に県単価表が設計業者に漏れていたとなると重大なことになるが、市の所見を伺う。

(3) 屋内プール増築事業以前から非公開の県単価が漏れいしていたのではないかと疑惑が深まったわけだが、平成18、19年頃から既に県単価が漏れいしていたとなると、10年以上にわたる職務において、ほかに不自然な点が気になるところであるが、市の所見を伺う。

(4) 設計業者がなぜ事前に県単価を書き込むことができていたのかについて、その経過を調査したか伺う。

(5) 県単価が書き込まれていた成果品を受け取った担当課はなぜ気づかなかったか。

内部調査はどのように行われていたか伺う。

4、駅北大火復興市営住宅新築工事について。

(1) 実施設計業務委託に求められている追加業務の中で、「構造計算適合性判定申請書」については「なし」という返答だった。市の見解と対応について伺う。

(2) 同じく追加業務にある補助金関係書類の作成について以下伺う。

① 補助金関係書類にも県単価が漏れいしていたことが、令和5年3月定例会の私の一般質問で明らかになったことについて、市の所見を伺う。

② 補助金関係資料の書類に「県単価」とあるにもかかわらず気づかなかったか。

③ 建築関係の工事費総額とそのうちの補助金は幾らか。補助金関係書類作成の「72業務人・時間」は幾らになるか。

④ にぎわい創出広場「キターレ」の補助金は幾らで、補助金関係書類の作成を発注していたか伺う。

(3) 監理面積について、これまで「共用廊下等含めるべきでない」と指摘してきたが、市の発注工事では同様なケースの場合はこれまで含めてきたのか。

含めたことがあるなら見積りとともに明記すべきの指摘もある。

事例とともに基準について考えを伺う。

以上よろしく申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

田中議員のご質問にお答えいたします。

1番目のご質問につきましては、この後、教育長から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

2番目の1点目につきましては、集落のみの努力では克服困難な課題であると捉えており、協定参加者が取り組みやすい制度の在り方の検討のほか、人材の確保や事務支援の強化に努めてまいります。

2点目につきましては、国や県の支援体制の動向を注視しながら、畜産農家のニーズに沿った支援策を検討してまいります。

3点目の1つ目につきましては、4月の県の説明会では、のり枠工補修工事は平成27年度から

令和16年度までの20年間で予定されており、現在は令和2年度から6年度までの第二期工事を進めております。

2つ目につきましては、治山工事を着実に進めていただくこと、また、のり面に異常があった際に、安全かつ速やかに避難できる体制を地元と連携をして維持していくことであると捉えております。

3つ目につきましては、避難放送や避難メールが確実に届くこと、また1人も取り残さないよう、住民同士の声かけを継続していただくことが必要であると考えております。

3番目の1点目と2点目、4点目につきましては、当時の設計担当職員及び受託者の担当者に確認が取れないことから、事実確認ができません。

3点目につきましては、平成29年度から令和3年度における全ての実施設計及び工事監理業務委託の成果品を確認した結果、5件の協定違反が判明したことを議会へ説明し、また、県へは陳謝と経緯の説明を行い、指導を受けております。

5点目につきましては、以前にもお答えいたしました但、設計業務委託における県単価に対する意識の低さがあつたためと認識いたしております。

4番目の1点目につきましては、設計業務を進める中で、構造計算適合性判定が不要となり、申請書の作成は行わなかつたものであります。

2点目の1つ目と2つ目につきましては、以前、県にてんまつ書を提出している書類を補助金関係書類に利用しているため、新たに県単価が漏れいたしたものではないという認識であります。

3つ目につきましては、建築関係の工事費の総額は4億9,842万円で、そのうち、補助金は約3億1,817万円であります。また、補助金関係書類作成は約70万円であります。

4つ目につきましては、キターレの建築関係の工事に対する補助金は7,096万円で、補助金関係書類の作成は発注いたしておりません。

3点目につきましては、同様の事例として、駅北地区の備蓄倉庫新築工事における工事監理業務委託がありますが、特殊な建物については、今後も適切に対応してまいります。

以上、ご質問にお答えいたしました但、再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしくお願ひいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

 轟本教育長。 〔教育長 轟本修一君登壇〕

○教育長（轟本修一君）

 田中議員のご質問にお答えいたします。

 1番目の1点目と2点目につきましては、昨今の社会情勢から、地域総がかりで文化財を継承、保存及び活用するため、今後の基本方針として策定するものであります。

 一方、個別計画につきましては、文化財の種類等によって策定が必要な場合があることから、状況に応じて対応してまいります。

 3点目と4点目につきましては、地域計画の認定が7月中になる見込みであり、認定後は周知と推進項目の実践に移ってまいります。

 また、民間所有の文化財は、所有者と連携しながら検討を行うことになることから、周知と併せ

て情報共有を始めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

よろしくをお願いします。

今の答弁を聞きながら、1番目と2番目に関しては、それなりの返答をいただいたなと思うんですけども、3番目、4番目が、あまりにも私の質問に、答弁になっていないような印象を受けました。ちょっと残念なところがあるんですけども、質問の順序を、すいません、2番から順にさせていただけたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

糸魚川市の農業と治山事業の1番目の中山間地の直接支払制度、これは地域の活動、様々な保全や維持にとって貴重な収入源になって、自分としても非常に大事に、また力を入れてるところなんですけれども、今の答弁を聞くと、かなり深刻な状況になって、6期のほうはかなり心配になるわけなんですけども、もうちょっと現状についてどのように把握されているか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

星野農林水産課長。〔農林水産課長 星野剛正君登壇〕

○農林水産課長（星野剛正君）

お答えいたします。

中山間地域等直接支払制度につきましては、各集落協定、集落のほうへ交付金を支払いいたしまして、地域の活性化、農業の健全な発展に寄与しているものと感じております。

ただ、どこの集落もそうなんですけども、少子高齢化に伴います担い手不足が発生しております。そのため今、国のほうでは、中山間地域等直接支払制度の第6期の未来的思考の中で運営できるようにということで、昨年度から集落戦略という戦略を各協定の中に入りまして、一緒に検討させていただいております。

また、地域計画ということで、今後10年先、どの田んぼをどなたが、いわゆる担い手、担い手が担うのかという目標地図というものを作成いたしまして、今後の農地の荒廃を防いでいきたいというふうに考え、各地域のほうへ出向いて、農家の皆さんのお声をお聞かせいただいているような状況でございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

かなり高齢化が進んでいて、集落の過疎化が非常に急速に進んでいて、集落そのものの維持もかなり難しくなっているなというところが現状、あるいは現場の声をよく聞きます。

今、担い手の話がありましたけれども、新規担い手については、市内は今どんな状況なんでしょ

うか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

星野農林水産課長。〔農林水産課長 星野剛正君登壇〕

○農林水産課長（星野剛正君）

お答えいたします。

担い手につきましては、非常に厳しい状況が続いております、糸魚川市といたしましても担い手ケース会議ということで、担い手に手助けをしていただきました若い農業者につきましては、県、市、J Aが、協働で若い担い手の支援ということで、いろいろな研修制度へのお声がけですとか、国・県の補助金を利用できる、そういう条件ですとか、いろんな部分でフォローし、地域で、活躍していただけるよう支援はしておりますが、なかなか地域づくり、地域おこし協力隊の募集をかけてもなかなか集まらないというような状況が続いておりますので、今後も集落営農ですとか法人化ということでの、やはり共同経営という部分も地域のほうへお声がけさせていただく中で、農地の保全に努めたいというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

担い手のほうも新規担い手がかなり厳しい状況という話ですね。実際どうもそれをかなり深刻に、やっぱりこちらのほうもなっているようですね。人材の不足、それから人材の育成、それをどうするかと。幾つか挙げられましたけれども、もう他の産業もコロナ禍で人手不足が非常に深刻なわけで、もうこれから場合によっては人材の奪い合いのような状況になっていくんじゃないかと。そうなってくると雇用環境とか、それから何て言ったらいいのかな、農業の魅力の発信というんでしょうか、そういったことにもっと力を入れなきゃいけないんじゃないかなと。それから、先ほどと重なるんですけども、労働環境の改善、今どういったことが問題になっていて、こうすればもっといいのになとか、その辺の研究とか、そういうのはどのようにやっていますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

星野農林水産課長。〔農林水産課長 星野剛正君登壇〕

○農林水産課長（星野剛正君）

お答えいたします。

今ある人材の中でどうやって農業を進めていくかということで、やはり糸魚川市の場合、急峻な地形の中で小さな田んぼが多くございますので、糸魚川市では今、圃場整備のほうを力を入れて、作業の効率化を図れるような、また若い人たちに魅力を感じていただけるような水田活用というところを農家の皆さんにご紹介させていただいてますし、また、圃場整備に併せまして、園芸作物、今水稲ということでかなり多くの農家の皆さん水稲作物続けておりますけれども、少量多品目、高付加価値のある園芸作物がございますので、園芸作物の導入という部分にも農家の皆様にはP R

させていただいています。

それと、市のほうでもそうですし、JAのほうでも農家の皆さんにご紹介させていただいたのがスマート農業ということで、いわゆる最先端の機械、当然価格も高騰、高いものになるんですけども、そうした機械を導入することによりまして、作業の効率化を図っていただく中で人材が不足している部分をそうした機械等で補っていけないかということをお農家の皆さんには、いろいろとご相談させていただいている状況でございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

今の話は、どちらかというと法人に対してのものが大きいなというふうに印象を受けました。これはこれでやっていただかなければいけない話なんですけれども、みどり戦略でもありましたように、今後、有機農業だとか、あるいは各個人の小規模農家、これがやはり大事じゃないかなと。そちらのほうの手当、何か考えはあるんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

星野農林水産課長。〔農林水産課長 星野剛正君登壇〕

○農林水産課長（星野剛正君）

小規模農家につきましては、高齢化しておりますなかなか跡取りがないというような、ただ、先祖から受け継いだ農地は大切にしていきたいというようなご意見も伺っておりますので、そうした部分につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、集落で、いわゆる担い手候補に、担い手の方に農地を維持していただくというような地域計画策定の中で、それぞれ個々の農地を守っていくための担い手への委託というものを今後進めていきたい。農業委員会を通じて、農業委員の皆さんからもご協力いただく中で、そうした地図を作成していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

2年後に6期が始まる。もうそのための準備をしなきゃいけないなと思っている中での質問です。今の協定参加者数が、これ以上減らないことを願っておりますし、その辺また対応のほうよろしくお願いいたします。

その次の畜産業についてなんですけれども、非常にこれ深刻な状況で、それから一刻を争う状況、争うというか一刻も早く対応しなきゃいけない状況だと思うんですけども、その辺の状況をどのように捉えていますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

星野農林水産課長。〔農林水産課長 星野剛正君登壇〕

○農林水産課長（星野剛正君）

飼料の高騰につきましては、昨年のウクライナの問題ですとか円安の問題に影響しまして、穀物を主とした配合飼料、トウモロコシですとか大豆等を配合した配合飼料のほうが高騰いたしました。それで昨年、国のほうでも、県のほうでも、その支援策ということで打ち出しまして、市といたしましては昨年の12月の補正予算で予算計上させていただきまして、令和4年4月から令和5年3月まで、4年度分の配合飼料の購入分につきましては、上昇分について、国・県と一緒に支援をさせていただきまして、この5月中に農家のほうへお支払いをさせていただいております。その後、粗飼料と呼ばれる干し草関係、こちらのほうも新興国ですとか中国、韓国、またアメリカ等、海外のほうでも非常に需要が多くなったということで、日本へ回ってくる分が非常に少なくなっております。そこへ来て、やはり円安基調の問題ですとか、燃油の高騰によりまして、この令和5年の3月ぐらいから高騰してきておりまして、最近、新聞紙上のほうでも粗飼料への支援ということを言われておりますし、私ども今、酪農家の皆さんのほうへ一軒一軒を回らせていただいて、お声を聞かせていただいておりますけれども、配合飼料については、ある程度補填はあるんですけども、粗飼料については厳しいという状況を聞いておりますので、今後、その辺りどういった支援ができるのか、国・県の動向を見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

確かに配合飼料と粗飼料あって、配合飼料には国の支援制度があって、課長が言われたとおりなんですよね。この5月に幾らか援助されましたけれども、一体幾ら値上がりしているか、その辺の把握をされていますでしょうか。この配合飼料に対する支援制度というのは十分と考えているのでしょうか。私もいろいろ数字を聞いてるんですけど時間の関係で、これをまた答えてもらいたいと思うし、粗飼料についても相当な値上がりでありました。酪農家へ聞くと、もう毎月大変な金額の赤字だそうです。その辺の状況を踏まえての、今後の支援が必要なんですけれども、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

星野農林水産課長。〔農林水産課長 星野剛正君登壇〕

○農林水産課長（星野剛正君）

お答えいたします。

これは県のほうの数字なんですけれども、県のほうが令和4年度に配合飼料を支援するときの数値として基準としてるものなんですけれども、令和2年10月から12月の飼料価格がトン当たり6万

6,900円、それに対しまして令和5年の1月から3月につきましては9万8,400円ということで、2年4か月で約1.47倍にまで配合飼料については上昇しているというふうに聞いております。

また、粗飼料につきましても、トン当たり令和2年度が3万8,600円、令和4年度が5万8,100円ということで、こちらについても財務省の貿易統計からの数字でございますけども、こちらにつきましても1.5倍、150%に上昇してるとこのような状況になっております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

私が聞きたいのは、それと同時に配合飼料の価格安定制度の補助は十分かと、そういう感覚でいるのかということ、もうちょっと平たい言い方ですけどね、聞いたわけですよ。今、令和2年と令和3年、あるいは4年近くまでのお話も言われましたけれども、本当にこの令和4年から令和5年にかけて、この1年の値上がりはさらに高い。特にこの令和4年の2月からウクライナの侵攻があったわけで、今の価格の中には、それが反映されてないわけですよ。もう物すごく急激に値上がっている。もう農家は死活問題になっているわけですよ。それを早く何とかしなきゃいけないというのが、私が訴えたいところなんです、その辺をどう思いますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

星野農林水産課長。〔農林水産課長 星野剛正君登壇〕

○農林水産課長（星野剛正君）

お答え申し上げます。

確かに配合飼料の支援につきましても、私ども地元の農家を回らせていただいても、まだまだこれから補償してもらいたいという意見もございますし、また新聞報道を見ましても、なかなか肉牛のほう厳しいというふうに聞いております。

また、粗飼料につきましては、特に乳牛、乳牛を飼育されてるところについては、たくさんの粗飼料を使っておりますので、経営が非常に厳しいという話も聞いておりますし、牛乳価格そのものもなかなか上昇できない。北海道のほうでは搾った牛乳を廃棄しとるとこのような状況等も新聞紙上で確認しておりますので、今後市といたしましても国・県の動向を注視しながら、また価格の推移等にも注視しながら、対応について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

今、餌のお話をしてきましたけれども、今、課長が言われましたが、牛乳の価格が上がっていない。生乳ですね。幾ら餌代や経費が上がっても、それ以上に乳牛や、あるいは肥育牛の農家が売る

価格、それが一緒になって上がってれば、そんなに苦労はないんです。逆に物すごく下がっている。私が現場の声を聞いたのでは、子牛の価格、以前は15万円だったものが今現在3,000円だと。交雑牛は25万、30万しとったものが二、三万から5万円になってると。もうこのまあいったら非常に、生まれた子や、あるいは育てている牛を、かわいそうなことをしなきゃいけないと。今そこまで追い詰められているんですよ。国や県の動向を見てじゃなくて、もうその辺の現場も聞いているんでしょから、一刻も早い対応が必要だということを訴えてるんですが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

星野農林水産課長。〔農林水産課長 星野剛正君登壇〕

○農林水産課長（星野剛正君）

確かに、子牛の値段につきましても非常に暴落しておりまして、和牛の一番ピークのときは90万超えとったんですけども、先日の6月の新聞見ますと、60万円を割っておるといふようなことで、非常に下落が続いております。

そうした中で、一日も早い支援ということ私ども各農家を回っていく中でお聞かせいただいておりますので、今後、財源等の問題もございまして、どれだけ早く支援できるかということ、また庁内の中でも検討してまいりたいというふうを考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

隣の上越市の例を出すのはあんまり好きじゃないんですけどもね。もう報道に出てるから、もうご存じだと思うんですけども、この6月議会に乳牛7万2,000円、繁殖牛が4万4,000円、肥育牛が1万9,000円の補助を予定していますね。この6月議会であれなんで、何とも言えないところがありますけれども、それでもお隣の市は、こういったことを既にこの6月議会でやろうとしている。ぜひこの辺のところを酌んで、一刻も早い、スピードアップした対応というものをお願いしたいと思っておりますし、さらにこれから暑くなってくると電気代が非常にまた圧迫してくるわけですね。

本当に先ほどの市長答弁では、ニーズも何ってというわけですけども、もう本当は把握してるんじゃないですか。だからもう一刻も早い対応というものをぜひお願いしたいんですけど、もう一回その辺をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

星野農林水産課長。〔農林水産課長 星野剛正君登壇〕

○農林水産課長（星野剛正君）

確かに私ども業務の中で、酪農家の皆さんとお顔を合わせてお話しさせていただくケースもございます。そうした中で、経営が厳しいというのは、全て、1次産業全てそうなんですけども、状況を聞いておりますので、先ほどもお話しさせていただきましたように、どれだけ早く支援できるか

ということは、庁内の中でもまた引き続き検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

では次に、2番の（3）を止めて、3番の健康づくりセンター「はびねす」、このことについて伺いたいと思います。

3月定例会の一般質問で、平成19年度の県単価根拠凡例及び内訳書の中に県単価の表示が見られることについてを問いました。凡例に対応する内訳書には関連性が認められませんという最初の市長の答弁でありました。私は、県のほうに確認してはどうかと言ったんですが、しないという答弁でありました。

それで、私は県の土木部で積算をする土木部の技術管理課へ行きまして、担当者と直接会って話をしてきました。すぐに調べてくれましたが、この件については非公開なので、正式に情報公開請求の手続きを取ってほしいと言われて、県庁で正式な手続きを行って、後日許可が下りて、再度、県庁へ行き、必要な箇所を全て受け取って来ました。そのときに担当の方と、説明もあり、合わせながら、一緒に数か所、突き合わせをしたところ、全部一致していることを認めていました。

それで、まず最初に市長は、3月の市長答弁ではっきり関連性が認められないと言われたんですけども、関連性が認められないんじゃないかと、もうこれは県単価であるということが分かったわけなんですけど、まずこれを訂正しなければいけないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

おはようございます。

お答えいたします。

議員の調査で、県のほうに行って資料の公開請求していただいて、ページが一致ということで、これから分かることは、偶然その数字が一致するわけではありませんので、業者、受託業者は、その当時、県単価を知っていたということは言えると断言できると思います。

ただ、関連性がというのは、私どもが漏えい、私ども協定違反と呼んでるんですが、漏えいしたかどうかということをごさいますして、受託業者がそれをどうやって、それを知り得ることができたのかということ、元職員が提供したものかどうかということの確認をするべきがございませぬ。元職員は懲戒免職になりまして、もう一方の担当者の設計業者のほうも当時の担当が退職し、連絡がつかないことから分からないということですので、表記されているのは県単価に違いないですが、それを受託業者がどう知り得たかが分からないというふうに、そこで両方からの確認が取れませんので、私どもは関連性が認められないというふうに答弁したものでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

私の質問の内容をよく聞いてください。

私が聞いてるのは、今単価の漏えいではなくて、3月議会で聞いたのは、平成19年度の県単価根拠凡例及び内訳書の中に県単価の表示が見られる。このことを聞いたら、凡例に対応する内訳書には、関連性が認められないという答弁だったんですよ。なので、今認めたわけですよ。さらに今、こちら課長は、その先の業者が知ったことについての、いわゆる漏えいのほうの話まで踏み込んだような答弁だったわけなんですけども。私が言ってるのは、これは一致してるわけですから、この関連が認められてないということは違うということ言ってるんですよ、一緒だったわけですから。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

3月の議会のときには、その凡例と積算図書についての凡例には県単価という表記があるけど、建築の部分とそれ以外の設備ですとか電気の部分で不整合があるので、そこが県単価、私どもは当時、その当時の単価を入手しておりませんので、県単価かどうかは分からない。関連が認められないというふうに言ったものでございますし、今回も議員の質問を解釈いたしまして、漏えいについての関係ということで質問いただいているということで、今回の市長の答弁は、先ほど私の、この業者がどうやって知り得たかというところも確認が取れないというのを含めて関連が確認取れないと、関連性が確認できないというふうな答弁をしたものでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

これマル秘なんであんまり中までは見せられないとは思いますが、これが、県に行って情報公開請求したものであります。これを全部、私、突き合わせしました。担当者のほうも一緒にやったところもあるんですけども、これが一致してるというわけですよ。

先ほどの話は、これが一致しているか関連性が認められないというから、認められたのだから訂正したらどうですかというわけなんです。言ってる意味分かるでしょう。私のあれがおかしいですか。

〔「休憩お願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前 11 時 27 分 休憩〉

〈午前 11 時 40 分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お時間をいただき、ありがとうございました。

もう一度ちょっと、若干繰り返しもなりますが、3月の議会のときに田中議員のご質問に対して、あのときには、私ども当時の県単価が処分されてなかったものですから、関連が認められないという答弁をさせていただきました。今回、議員の、県まで行って、情報公開請求をしていただいたと。そこに県単価に、県が持っている単価と私どもの成果品のページがぴったり一致しているというのは、これはもう偶然ではありませんので、それは県単価であると言えます。すいません、3月の時点は今から訂正することはできないですが、成果品に載っているのは、県単価であるというふうに私、糸魚川市のほうも認識をしております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

3月のことだからと。これは県単価であるということをまずは認めてもらいました。

だから、私は県のほうに、行政のほうから確認したらどうですかと再三言ってきたわけなんだけれども、結局、私のほうの指摘でこうなったわけですね。ちょっとやはりその辺のやり方というか、体制の在り方というのをずっと疑問視をしてついてきているわけなんです。県に確認したらと私が促したら、課長は、そういうふうに表示をしたのを、糸魚川市が、糸魚川市の責任で表示をしたのでしょうという答弁をしました。これは市と業者の契約に基づいて進められている事業ですから、市の責任でと言いながら、先ほどの市長の答弁は、担当者が今いないから確認ができないという答弁でしたけれども、それでいいんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

単価表に県単価という表示をする件、これは今回の一連の協定違反があつて、最終的には、知事

名の指導書を頂いたわけですが、それではっきり私どもも認識した事柄でございます。そこに県単価と書いておるのは、県の単価をそのまま、これは県の単価じゃなくて県の単価を参考にして、糸魚川市が作った単価だという意味合いで、私は市の責任でというふうに答弁いたしました。

もう一点、議員からの、調査してはどうですかというご質問に対して、できないというふうにそこで安易に私のほうでお断りしてしまったことは、結局は今までの協定違反の2件、3件から2件増えて5件になったというのも、田中議員の資料請求をきっかけにしてという、そのたびのチェックについて、ぬるさがあったということの、逆に、私の答弁がその表れもありますので、改めまして、その辺に関しましては大変申し訳なく思っております。市の責任でということであれば、確認取れるところまでは取らなきゃいけないというのは、市の責任かと思っておりますので、そこを、今ご指摘いただいてからはちょっと遅かったんですが、素直に反省しております。申し訳ございません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

これは、今確認してる場所なんですけれども。

次に、いよいよ漏えいの話なんですけれども、前回は、県単価との関連性ははっきりしないので、漏えいはグレー。関連がないという前提で手抜きの市の書式によるというところに反して、そのまま使っているとの答弁だったんですけれども、今はっきりと県単価の関連性と認められて、これは県単価だと分かったわけなんですけれども、このことについてはどう考えますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

私どもも、過去の平成29年から、設計業務委託、監理業務委託の積算図書を確認いたしまして、県単価の表示があつて、なおかつ私どもが提供してしまったことが、私どもの職員から確認を取れたもの、あと、受託業者のほうに私どもから問合せをして、市の監督員の指示で入れたというふうに確認が取れたものに関しましては5件、これまでコンプライアンスですとか、議会、委員会のほうに報告をさせてきていただいておりますが、今回のこの「はびねす」の場合には、出した側と提供を受けた側の双方に確認が取るすべがないもんですから、これに関しては、ちょっとこれ以上、少し調査を進めることができないというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

結局進まない話ですね。私は関連がないという前提ということがあったから、何か言葉のやり取

りになってしまうんですけども、関連がないという前提という言葉があったから、そのときは収めたんですけども、今ははっきり認めたわけですよ。今、平成29年からのプールの話と、平成、今私が言ってるのは1期工事のあれと、あんまりごっちゃに話をされても頭の中がこんがらがってくるので、その辺整理して話をしてもらいたいと思うんですよ。それが1つと。

単価の漏えいのことについて、これは平成18年、19年の話なんですよ。このことについて、これらの県単価に含まれている資料をチェックしないで、確認もしないで私に提出したという、これを単価漏えいに当たるんじゃないのかなど。このことについては、どのようになっていますか。県のほうも、私へ情報公開手続を取らせてやったわけですよ。それなりの手続を必要なわけですけども、これについては、私への漏えいという対象にはならないのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

平成18年の第1期の業務委託に関しましても、今回の官製談合の件で懲戒免職になった職員も同じでありまして、その部分で確認が取れないというふうな答弁をしているもので、書類がなくとか「はびねす」の場合には、保存年限は過ぎておりますけど、たまたま所管課が保管をしていて、私どもその保管している状況が確認できたものですから、調査をして、そういうような田中議員のほうに資料を提供したものでございます。

最初に、県にてんまつ書を出した際、これコンプライアンスだったか、ご報告をさせていただきました。田中議員に提供したことも県との協定に反するというので、これはてんまつ書のほうに説明をして、併せて注意を受けておりまして、それ以降、議員から求められた際には、県のほうに協議をして、議員のほうにご提供をさせていただいております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

今のこの平成18年、19年の資料提供をした。これも県のほうの許可を得てやったというふうには、今言ったわけですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

ちょっと私のほうで資料提供の時系列が少し混乱しておりまして、一番最初に田中議員から資料請求をいただいた業務のときに、これ今回は、単価漏えいがあるということをご指摘いただいて、それが漏えいではなくて、県に協議をせずに出したのであれば協定違反に当たる。同じく、議員の

資料請求に対して、協議なしに議員に提供したのであれば協定違反に当たるということで、その平成18年のやつが、そのときに資料請求の中に含まれておれば協定違反に当たるものですし、そのとき、令和4年4月27日時点で、私ども協定違反に関して、県にてんまつ書を提出した以降のものであれば、協定違反の状態をつくらんように、私どもは県に協議をした上で、議員のほうに資料を提供しております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

このことについても県の担当者と話をしたんですけども、復興市営住宅やプールの増築のほうは、てんまつ書と陳謝をもらってるからいいけど、このことがもしそういったことになった場合は、これは含まれてませんというふうに話をしたことがあります。なので、これはそれに当たるんじゃないかと私は言ってるわけなんですよね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

今、すぐ手元に、議員からの資料請求のペーパーを今手元に持っておりませんので、この田中議員の答弁中に、その平成18年度のやつが含まれている、いない。県に協議を経て提出したのかどうかということをお答えできるようにしたいと思います。よろしく願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

よろしく願います。

（3）のほうのことについて、県単価と、（3）この平成29年からの先ほどの答弁は、調査というふうに言われましたよね。私が言ってるのは、1期の「はびねす」からの、この頃からの資料が怪しいという前提の中でいろいろと言って、調べたほうがいいんじゃないかということをおっしゃるわけですけども、もう既に分かっている平成29年からのことは、私だって分かっているわけなんですよね。なので、このことについて、もう10年以上前からずっとこういうことをやっていたことについて、市はどのように考えているかということを知りたいんですけども、先ほどの市長答弁には、全然違う答弁だと私は受けているんですけど、それはいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

こういう議場の場で、あまり仮にという前提は置きたくないのですが、平成29年以降の調査の中でも、そういう県単価を協議なしに、まだ最近に近い状態でも、そういう協議をなしに提供しておるといような風習というんですか、そういう認識でおったということから推察されると、そういう提供みたいなのはあったと疑われても仕方ない状態であるというふうな、疑われても、私どもはそれを跳ね返せない状態であるということとは言えると思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

跳ね返されるとかじゃなくて、こういったことが、もう平成19年からの疑惑があることについてどう思うかと。やはりそれがもし事実ということになってきた場合には、この間の職務というものは、たくさんやってきたわけだけれども、これまでの間に先ほどの5件のこともあるけれども、もういろんなところで書式の問題もそうですし、違算の問題もそうですし、たくさんあるわけだけれども、まだまだ氷山の一角じゃないかと。そういうことについてどう思うかということ、これは大事なことじゃないかと。そういうことを改める再発防止の中では、これをしっかりやっつけていかなきゃいけないんじゃないかということを行っているわけでありまして。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

大嶋産業部長。〔産業部長 大嶋利幸君登壇〕

○産業部長（大嶋利幸君）

これまでの議論の中で、当時からそういうものがあつたんじゃないかというお話がございました。そのような流れは、あつたかどうかは分かりませんが、今現在はそういうことがないように、ちゃんと協定に基づいて、事前に協議を行った中で出すように、全体で今取組を進めているところでございまして、もし仮に過去にそういうことがあつたとしたら、大変あつてはならないことであるというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

あつてはならないし、だけど今の答弁だと、あまり調べるとか、あるいはこれをやったことに対しても責任ということをどのように考えているのかなというのをちょっと疑問に思うんですけども、それはいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

大嶋産業部長。〔産業部長 大嶋利幸君登壇〕

○産業部長（大嶋利幸君）

当時のことをということになりますと、はっきりした根拠がないわけでございまして、その点に

つきましては、現時点では何とも言うてみようがないところでございますけども。少なくとも今後は、ちゃんとした協議に基づいた資料提出等について、徹底してまいりたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

一連のやり取り、今日ばっかじゃなくて、担当していた元職員もそうなんですけれども、この後にあった復興市営住宅、そういうところでもあったように、私に資料提供して、私からの指摘があるまで気づかないと。またこれだけの膨大な内容のものを写す作業というのは、今回十数名の突き合わせ、これをやったわけだけど、これだけでも何時間もかかりました。大変な作業になるわけけども、こういったことを職員と業者がやっても不思議に思わない庁内でのコンプライアンスの欠如、それを言いたいわけですよ。そういう体質の中にあってどうなのかなと。だから、これをしっかり反省して、どうしてこういったことが気がつかなかったのか。それをしっかりやっていただきたいということを、まず第1点。

それから、この責任の重さということになるわけなんですけれども、市長はこれまで違算とか官製談合とかの責任は、それなりの示してきたことがありますけれども、県単価漏えいについては、私の知る限り、てんまつ書を書いて、経緯の陳謝もしてるんですけども、このことについての市民に対しての責任とか、そういったことをどのように考えておられるでしょうか。今回さらに平成18年、平成19年頃からの単価の漏えい疑惑や議員への開示なども加わっておるわけなんですけれども、私は県単価漏えいは、重く重大な案件であると思うんですけども、こういったことに対する責任というのをどのように考えていますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

非常にゆゆしきことと捉えておるわけでございまして、それについては、二度と起こさないように、厳重に対応してまいっておるわけでございます。

そして、その対応については、議会のほうにも説明をしていただきましたし、またコンプライアンスの委員会などをつくっていただいて対応いただいておりますし、市といたしましても、しっかりとそういったところを慣例だとか慣れに陥らないような対応をしてかなくてはいけないということで、そういったことを二度とやらない体質づくりをしていくのが、やはり私にとっての責任だろうと思って対応してまいりました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

もうちょっと具体的な責任の話が出るかなと思ったんですけども、今はそのようなことは考えておられないようですし、これと原因とか調査ということも全部こちらがやったらどうですかと言って、やらないで、こちらが今度示していつて分かった。ちょっと矛盾してるようにも聞こえる印象があります。今のような答弁で、ちょっと私はまだ納得できないんですが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

今、課長、また部長も答弁してまいっておるように、非常になかなか過去のものにつきましては、細かいところはなかなか分からないところがございます。そういう中で、非常に技術という1つのまた狭いポジションの中での事柄であるわけでございまして、そういった長年の慣例みたいなところに陥った部分があるかと思っております。そういったところを二度と起こさないことが、やはり私の務めだろうと思っておるわけでございますので、そういったところをしっかりと進めていくということで、取り組ませていただいたわけでございます。それが、その責任者としての務めと捉えておるわけでありませう。

○議長（松尾徹郎君）

質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開を1時といたします。

〈午後0時01分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

先ほどお答えをできなかった「はびねす」の資料提供に関するところでございます。

令和4年12月、ほぼ27日ということに、議員のほうから平成18年健康づくりセンター「はびねす」の第1期工事と呼ばれるものの設計業務委託に関する成果品の資料請求をいただきました。そこに対して私どもは、議員のほうに成果品、そこはたまたま保存年限を超えてあった成果品を議員のほうに提供いたしました。その中に県単価という表示が直接、凡例にはありましたが関連が認められなかったので提供をしたわけですが、今議員、最初からのご質問の中で確認を取られて、それが県単価だということだと、私どもは県に対して協議をせずに、再度、田中議員のほうに資料を提供したことになります。これに関して、市としてもう一度、県のほうに当時の単価を確認を

して、その関連性を市のほうで確認した上で議員に提供したことにに関して、必要があれば、また県のほうにおわびをいくという、そういう今、スケジュールで今処理をしていこうと思っております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

私が言ってることのとおりになったなというふうにも思うわけですね。できればもっと早くその辺の確認ができてれば、これが明らかに県単価であることが分かって、これから調べていただけると。なるべく早くやっていただいて、どのように報告されるのか、ちょっとその辺もし何か考えがあればお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

前回のときには、直前、直後に委員会がありました。その場で説明するとともに、休憩中のご報告だったんですが、報告するとともに、プレスをいたしました。今回もどのように対応するか、前回の例を倣って、早めに報告できるようにいたします。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

よろしく願いして、4番のほうに入りたいと思います。

大火の復興市営住宅、この構造計算適合性判定申請書、前回のときはなしというふうな言い方だったのが、先ほどの市長答弁は、今度は不要という言葉が出てまいりまして、不要となしは同じなのかどうか、あんまり言葉のことばかり言いたくないんですけれども。これが追加業務の算出内訳、この中には、確認申請手続業務は、構造計算適合判定が必要というふうにわざわざ書いてあって、備考欄には確認済み受領までを含むと、この人工が24、金額でいうと7万6,000円。これだけのものをやったのかどうかということを問うているんですが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

これは3月議会でもお答えいたしました。その適判業務については、作成をしておりません。当然、成果品としては、私ども手にしておりません。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

疑問であるのがこの質問になってるわけなんですけれども、これは不要になった。あるいはなしというのも分かった。ということで、この不要と分かったのは一体いつなのか。お金をもう払ってるわけなんですけれども、不要というのが分かったのはいつなのか。私としては、これはもう確認申請やなんかしてるその前の段階で、これは建物の高さが9メートル以下だなど。じゃあもうこれは不要になるなというのが分かっていたんじゃないかと思うんですけど、一体いつ分かったのか。その辺のことをお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

何年何月何日までの書類は今ちょっと手元にございませんですが、時間がかかる適合性判定にならないように担当課と請負業者が協議をしておりますので、業務期間中に適合性判定が不要になるということは、お互い分かっていたことだというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

お互いと今言われたんですけども、お互いというのは、恐らく担当者、市のほうと、それから業者のほうも分かっていたんじゃないかと。これまで実施設計する業者だって、本当は十分分かってる内容だと思うんですよ。なので、それなのにお金を支払うことをしたということは、担当者は何らかの意図を持って、これをわざと支払ったんじゃないかと考えられるわけですね、そうでしょ。

それからもう一つ、もう作成しない、仕事をしていないのにお金を支払ったわけですね。糸魚川市は、そういったことができるんですか、市長。糸魚川市の支出基準というのは、仕事の事実が確認できていなくても支払いをしてもいいと、そういうふうに理解できるんですけども、この2点お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

作成が行われていないということに関して、前回もそれが実際手にされていないことについて、

法律的にどうなるのか知識がないということで、私ども市の顧問弁護士に法的なところから指導をいただきました。

まず、住宅を建設するという目的が達成しているということで、そこに成果品に大きな、成果品自体に大きな業務に問題はないという前提。

ただ、不要になった業務について、契約変更を行わなかったことについて、故意であるのであれば、不当にお金を払うためとか不当にお金を得るために、そういう故意であるのであれば、その部分の清算を求めることもできるかというふうに思うけど、発注者と受注者で、ならないようにという協議をしていますので、それが協議に残っていますので、それによって不当な利益の提供というふうに、そういうのは考えられないと。

もう一点は、別な業務の中で、透視図策定という、以前お答えしたこのパース、あれが仕様で求められている枚数より多く策定されているというのもございます。こういうのを金額的にプラスマイナスしますと、変更契約積算をしても、減額に至らなかったのではないかと判断して、変更の対象にしなかったんじゃないかと思います。

ただそれを、これに関してはこれに相殺するので、変更契約の対象にしない旨を協議にちゃんと残していないというのが、私どもこういう推測でしかお答えできないところでございますので、そういう部分も含めて、そこに関しては、今後もちろんと改めていかなきゃいけないと思いますし、この相殺という考え方になると、変更減の対象にしない判断をしたものでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

推測の話で今いろいろと言われたり、法的な話もされましたが、要は、これが相殺されるか、されないかというところが大きなことと思うんですけども。これでも仕事してないんですよ。そこまでの準備的なことはしたかもしれませんが、明確にここに、ここまで含むという金額なわけですよ。払うまでに時間があつたわけですよ。どうしてこれを止めることができなかつたのか、その辺の話合いをしたことがないのに、そういうふうなことを言えるのか。やはり納得がいかない話じゃないかと思うわけですよ。十分そういう、ありますよね。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

特に契約の金額に関する部分というのは、後々のトラブルになりかねんケースがありますので、工事の中で協議簿、工事協議簿みたいなのを交わしたり、業務委託の場合は打合せ簿みたいなのを交わします。この部分はこういうふうな考え方でつくりましょうねとか、ここを数量をこಂಡけ変えとかいう記録も残すんですが、特にお金に関しては、これは後ほど設計変更、契約変更の対象にする、これは変更の対象にしないということをちゃんと明記をして、協議簿を財政課と共有し

て管理しておりますが、今回、構造計算適合判定の対象にしない協議簿は回っておりましたが、それを金銭的にどうするという協議が交わされた痕跡が見当たりませんので、そこは不適切であると思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

これを見ても、非常に多くの方の印鑑が押されてるわけですよ。で、これを執行するに当たってもいろんな経過があって、支払いまでの間にいろいろあったわけですけども。私が言うまで、去年、今年の話なんですけれども、これが全然存在していなかった、提出されていなかった。あるいは、それを申請していなかったこと自体も分からなかった。それを問うているんですよ。ちょっとそれはやっぱり問題じゃないかなと。ほかの聞いている人たちやなんかは、糸魚川市は仕事をしていなくてもお金を支払っているんだなというふうに取りつかないですよ。かなり大きなイメージダウンになると思いますよね、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務部長。〔総務部長 渡辺孝志君登壇〕

○総務部長（渡辺孝志君）

お答えします。

今ほど都市政策課長からもお話がありましたように、やっぱり構造計算適合判定の部分の業務、それとあと透視図を1枚つけた。そういったところでの相殺というところは、業務の中でやったものだというふうに思います。

ただ、私どもとしましては、しっかりこういった協議というのは、打合せ簿で、書面で残さなきゃいけないというところがあったと思います。そここのところの記載がしっかりなかったというところが、こちらのほうではやっぱりしっかりやらなきゃいけないなというふうに思っておりますので、詳細な部分については、変更契約まで至らないであっても、きちっとやっぱり書面で残す。そこは至らなかったというふうに私は考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

私が言いたいのはね、そういったことがやっていないってことを分かっている、こういうのを一担当者が、全部全権が与えられて、これチェック誰もしないから、こういったことやっても分からないやという、そういう風潮や土壌があったんじゃないかと。それを全然反省したような言葉がないですよ、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務部長。〔総務部長 渡辺孝志君登壇〕

○総務部長（渡辺孝志君）

やっぱり1人の担当者じゃなくて、やっぱり合議でしっかり回っておりますので、そこら辺のやっぱり詳細のチェックというのはしっかりやってかなきゃいけないというふうに思っております。その点は、ちょっとなかなか気づかなかったというのは、よろしくないというふうに私は思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

よろしくないじゃなくて、こういったことを全部分かっていてやったようにさえ見える。これ1個じゃなくて、今までいっぱい指摘してきたでしょ。平成18年、19年の、さらにその平成20年、29年、30年の前から、そういったものが、疑惑がいっぱいあるということを書いて、ずっと見逃してきたと。それを問題視してるんですよ。いかがですか、責任どうすんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務部長。〔総務部長 渡辺孝志君登壇〕

○総務部長（渡辺孝志君）

今回、合併してから、平成18年から、ずっと今議員に言われてから気づいてるところは、私どもとしてもしっかり受け止めなければいけないというふうに思っております。

こういった一つ一つのいろいろな経験で、私たちもしっかりきちっと体で覚えて、次の再発防止にしっかり取り組んでいかなきゃならないというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

あまり、すんときませんね。

時間がないので補助金関係のほう行きますけども、補助金関係は、何で私がこのような質問を出したかといったら、あまりにもぺらぺらな1枚だけだったわけですよ。何でこれが七十何万円ですか。70万円ぐらいかける、事業に該当するんかどうかと、それを問うために出したんです。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

まずもって、この補助金関係書類というのはどういうものかということ、そこから説明させていただきます。

今回復興住宅は、ああいう一体の建物ですが、工事は建築、電気、設備というふうに分かれていますけど、その使われ方として、皆さんがお住まいになる住宅の部分、あと共用のコミュニティスペース、あと診療所に貸し出す部分という、3種類から構成されておる建物でございます。国の補助金を得るに当たって、それぞれ住宅部分、あとスペース部分、あと診療所部分は、補助の対象外というふうに分かれています。それを1回積算を組んだ後に、それぞれ住宅部分、診療所部分、コミュニティスペース部分というふうに再度それを仕分けて、それぞれの補助対象率を掛けて、補助金申請の作業をするという、かなりボリュームのある仕事をさせていただいております。

じゃあ、ぺらぺらな紙にというふうにおっしゃったことは、これも補助金関係書類の一部、県の本を、県産材の本を使うという申請資料でした。

ただ、議員のほうにお渡しした中に、今ほど私申しましたような、補助率ごとに1つの建物の中身を分けて積算して、補助率ごとの補助金を算定するというのが分かる資料というものが、添付されておりませんでした。これは資料請求に対して、不十分な資料を提供したということになります。これは言い訳のしようがございません。おわびをいたします。

なぜそういうことになったかということの中で調査をいたしました。今回、補助金関係書類という部分のフォルダにある部分を全部吐き出して、それも気づきとか、その部分になるかと思うんですけど、それを議員に渡しただけで、実際には業者から頂いた書類を、その成果品を成果品として残さず、もう実際の補助金作業に使っちゃって、その補助金、業者のデータ、成果品は成果品としてもう手つかずに残しておいて、そこからコピーして使うとかそういうことをせんで、もう使っちゃったのでデータの中に残ってない。残ってなかったものを議員にお渡しした結果、不十分なものになったということで、これは言い訳というか、何でそういうことになったかの調査なんですけど、ただ結果的には、繰り返しますが、資料請求に対して、十分な資料を提供できなかったということに関しては、改めておわびを申し上げます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

またここでもそういう不十分だったというおわびの言葉で。これはじゃあ、いつ不十分だったということが分かったんでしょうか。私がそんなこと分かれば、こんな質問なんか発言通告に上げる必要がなかったんですけども、その辺どうなんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

大変お恥ずかしい話ですが、議員のほうから、この質問をいただいて、やっと疑問が出てきて、この調査に至ったというものでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

結局また、そういう話になっていくわけですね。今のはちょっと問題じゃないかなと。結局、私の通告の後に分かったということですよ。大丈夫ですか。

監理面積、時間がないんですけども、これはやはり国や県に諮ったらどうかということはずっと言ってきたんですけども、前回では、上越市には聞いたんでしょかね。ノーカウント。すなわち上越市のほうは、共用廊下とかそういうのを含まないと。私が聞いたところは、みんな含まない。あるいはどうしてもその事情によっては入れるということになった場合には、何らかのところに明記をしたりだとか、そういうのを残すということになってるんですよ。それが全然されていないんですが、その2点お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

上越市さんの場合には、参入しなかったりという、お調べになったのかもしれないですが、ほかのところも見積りを取って対応しているとか、そういう事例は確認をしております。

ただ、今回のように建物に付随するようなものではなくて、建物自体がそういう特殊な構造物はなかなか例がないので、他市の事例では明確にこうだということの確認できませんでした。

もう一点、見積りをというようなお話ですが、今回の建物は、雁木をイメージした軒の長い特徴的なデザインを設計してるわけです。それに対して、当然そこも監理に含めていただく面積だという説明を前にしたと思うんです。じゃあその出っ張った部分だけを見積りを取って、建物の本体部分に関しては、積算基準の値から算定された金額で合体するというのも、1つの建物に対してそういう2種類のものがあるということも不合理ですし、全体に対する面積の割合から考えても、その面積に、監理の必要な面積の中に含めて発注したということは、私は適切なことだと繰り返し答弁させていただいております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

設計会社も当然こういったことは、よく1年で仕事してるわけですから分かるはずであって、設計会社のほうにもこういうのを聞いてみたらいいと思うんですよ、これは異常じゃないかと。聞いてみる気ありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

今回の監理業務委託は、特に見積り等を取っておらんかったんですが、先ほどの県に確認されてはどうですかというようなことの、言ったすぐ後から、また同じ失敗を繰り返したくありませんので、建築の関係、例えば市以外の仕事をやっておられるような業者さんに、こういう特殊な事例だということを説明した上で、扱った事例があるかどうかをこれから聞いて、またしかるべき場でお答えできるようにしたいと思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

今回かなりのものが分かるかなと思ったけど、ちょっとまた深まったものがありまして、残念でしたね。また、よろしくお願ひします。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

以上で田中議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

〈午後1時24分 休憩〉

〈午後1時24分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、田原洋子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原議員。〔7番 田原洋子君登壇〕

○7番（田原洋子君）

こんにちは。田原洋子です。

通告書に基づき、1回目の質問をいたします。

1、出会いから結婚、子育てまで切れ目のない支援について。

糸魚川市では、今年度から子供の医療費を無償化、妊娠届出時の出産応援ギフト、出生時に子育て応援ギフト、子育て世代ヘルパー派遣など出産・子育て支援を拡充しています。

新潟県では、子育て支援として新たに今年度内に生まれた子供の保護者に5万円の定期預金口座を2つ用意し、入園前と小学校入学前に受け取る独自の支援策を打ち出しています。